

四日市市告示第 18 号

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の指定について（昭和39年4月1日告示第52号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年 1月23日

四日市市長 森 智 広

改正後	改正前
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項、第3項及び第4項並びに地方自治法施行令の一部を改正する政令（昭和38年政令第306号）附則第4条の規定による指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関は次のとおりとする。</p> <p>四日市市金庫事務取扱規程（昭和13年四日市市告示第16号）は、廃止する。</p> <p>（1） 指定金融機関 株式会社三重銀行</p> <p>（2） 指定代理金融機関 株式会社百五銀行 <u>株式会社三菱UFJ銀行</u> 北伊勢上野信用金庫 株式会社第三銀行</p> <p>（3） （略）</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項、第3項及び第4項並びに地方自治法施行令の一部を改正する政令（昭和38年政令第306号）附則第4条の規定による指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関は次のとおりとする。</p> <p>四日市市金庫事務取扱規程（昭和13年四日市市告示第16号）は、廃止する。</p> <p>（1） 指定金融機関 株式会社三重銀行</p> <p>（2） 指定代理金融機関 株式会社百五銀行 <u>株式会社三菱東京UFJ銀行</u> 北伊勢上野信用金庫 株式会社第三銀行</p> <p>（3） （略）</p>

（会計管理室）